

「年金ライフプランのすすめ」 令和5年度版 追補

■雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更(令和5年8月)

(39頁) 表9が次のように変わりました。

表9 ●基本手当の給付率 (～令和6年7月末)

賃金日額 給付率	2,746円以上	5,110円以上	11,300円超	12,580円超
	5,110円未満	11,300円以下	12,580円以下	
60歳未満	80%	80～50%		50%
60歳以上 65歳未満		80～45%	45%	

(注)賃金日額・基本手当日額には上限があり、賃金日額は 45～59歳 16,980円、60～64歳 16,210円、基本手当日額は 45～59歳 8,490円、60～64歳 7,294円です。

■雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更(令和5年8月)

(39頁) **高年齢雇用継続給付 (1)受けられる条件** の3～5行目が次のように変わりました。

…②60歳時点または基本手当の基礎となった賃金に比べて、**75%未満**かつ 370,452円 (～令和6年7月末) 未満の賃金で就労している人です。

(39頁) **(2)給付の内容** の6～8行目が次のように変わりました。

…①または②で計算した額と賃金額との合計額が 370,452円 (～令和6年7月末) を超えるときは、その超えた分が減額されます。